

11月12日～25日は

「女性に対する暴力をなくす運動」週間

女性に対する暴力の相談窓口

◎茨城県警察女性相談専用窓口 ☎ 029 - 301 - 8107
・相談内容：DV、ストーカー、リベンジポルノに関する女性からの相談
【女性警察官が24時間対応】

◎茨城県警察性犯罪被害相談
「勇気の電話」 ☎ # 8103 または ☎ 029 - 301 - 0278
・相談内容：性犯罪被害に関する相談
【24時間受付】

◎女性の人権ホットライン ☎ 0570 - 070 - 810
・相談内容：DV、セクハラ、AV出演強要、JKビジネス被害など
女性をめぐるさまざまな人権問題についての相談
【平日：午前8時30分～午後5時15分】

◎厚生労働省茨城労働局雇用均等室 ☎ 029 - 277 - 8295
・相談内容：職場におけるセクハラに関する相談
【平日：午前8時30分～午後5時15分】

【国】では、毎年11月12日から25日まで、「女性に対する暴力をなくす運動」週間と定めています。女性に対する暴力とは、DV、性犯罪、売買春、人身取引、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為などであり、女性の人権を著しく侵害する決して許されない行為です。

【多様化する暴力】

女性に対する暴力は日々多様化してきており、DVやストーカーに加え、特に若い女性をターゲットにした次のような被害も問題となっています。

■デートレイプドラッグ

睡眠薬などの薬を食べ物に混ぜ、抵抗できない状況にされ、性暴力の被害にあってしまう。

■JKビジネス

「おしゃべりするだけ」「時給もいい」そんなバイト募集広告が実際には性的な行為を含むバイトだった。

■アダルトビデオ（AV）出演強要

モデルやアイドルのスカウトをきっかけに、性的な行為を強要される。

■SNSで巻き込まれる犯罪やトラブル

インターネット上で社会的なつながりを持つことができる「SNS」を通じて、ネットいじめやプライバシーの侵害、悪意のあるなりすましといった被害にあってしまう。

【トラブルに巻き込まれないために】

家族や周囲との日頃からのコミュニケーションと、自分自身を守るために必要な正しい知識を身につけることが大切です。また、実際に被害に巻き込まれてしまった場合、一人で解決することは困難ですので、専門の相談機関に相談しましょう。

DV - ドメスティックバイオレンス -

一人で悩まず相談を

DVとはパートナーなどから受ける暴力のことです。
DVには次のようなものがあります。

- ①身体的暴力…なぐる、蹴る、首をしめる、物を投げる、突き飛ばすなど
- ②精神的暴力…無視する、おどす、怒鳴る、大切にしているものを壊すなど
- ③社会的暴力…実家との付き合いを制限する、交友関係や電話、メールの内容を監視する
- ④性的暴力…望まない性行為を強要する、避妊に協力しない、無理矢理ポルノなどをみせる
- ⑤経済的暴力…生活費を渡さない、家計を管理させない、借金をさせる
- ⑥子どもを巻き込む暴力…子どもを取り上げる、子どもに暴力を見せる、子どもに暴力をふるう→児童虐待になります。

【デートDV】を知っていますか？

「男は少しくらい強引に彼女を引っ張りたい」「女はつくしたり、おとなしい方がかわいい」といった固定観念や、お互いをひとり占めし、束縛することが愛情だと思っている恋愛などが原因にあります。相手を束縛することは、相手の人格を否定することと同じです。恋人を大切にすることと、束縛し支配することはまったく違います。

暴力行為はどのようなものであっても、相手の尊厳を傷つけ、重大な人権侵害となります。もし当てはまるものがあると感じた場合は、自分ひとりで悩まずに気軽に相談してください。

相談機関

◎茨城県婦人相談所（配偶者暴力相談支援センター）
☎ 029 - 221 - 4166
【平日：午前9時～午後9時／土・日・祝日：午前9時～午後5時】

◎法テラス茨城 ☎ 050 - 3383 - 5390
【平日：午前9時～午後5時（面接は要予約）】

◎警察安全総合相談センター ☎ 029 - 301 - 9110
【平日：午前8時30分～午後5時15分】

◎茨城県国際交流協会 外国人相談センター
☎ 029 - 244 - 3811 ※8カ国語対応
【平日：午前8時30分～午後5時】

◎伊奈庁舎子ども福祉課（家庭相談室）
☎ 58 - 2111（内線4206・4207）
【午前8時30分～午後5時】※土・日・祝日・年末年始を除く。